

計量法施行規則別表第4(第38条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条の2関係)

事業の区分	一 長さ	二 質量	三 面積	四 体積	五 熱量	六 濃度
特定計量器その他の器具、機械または装置	直尺、巻尺または才取尺	イ 非自動はかり(自重計を除く。) ロ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅	ロ イ 皮革面積計 校正用面積板	直尺、巻尺または才取尺	イ ボンベ型熱量計 ロ 非自動はかり(ひょう量が百グラム以上であつて感量が一ミリグラム以下のものに限る。) ハ ベックマン温度計または電気式温度計	イ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質に限る。 ロ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質に限る。 ハ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質に限る。 ニ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質に限る。 ホ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質に限る。 ヘ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質に限る。 ト ガスメーター(一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。) チ U字型マノメーターまたは傾斜型マノメーター リ ビト管式流速計または熱線式流速計 ヌ 吸引装置(気体を吸引できるものに限る。)
計量士	数量	数量	数量	数量	数量	数量
一般計量士	数量	数量	数量	数量	数量	数量
環境計量士(濃度関係)	数量	数量	数量	数量	数量	数量

計量法施行規則別表第4(第38条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条の2関係)

七 音圧レベル	六の二 特定		大気中のダイオキシンの濃度 に係る事業	<p>イ 騒音計(うち一台は、精密騒音計に限る。)</p> <p>ロ 音圧レベル校正器(発生する周波数が二百五十ヘルツ以上であつて、〇・五デシベル以上の精度で校正できるものに限る。)</p> <p>ハ レベルコーダー(三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が五十デシベル以上のものに限る。)</p> <p>ニ オクターブバンド分析器またはこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器(三十一・五ヘルツから八千ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。)</p> <p>ホ 三分の一オクターブバンド分析器またはこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器(二十ヘルツから一万二千五百ヘルツまでの範囲の周波数を分析できるものに限る。)</p> <p>ヘ データレコーダー(五十ヘルツから八千ヘルツまでの周波数範囲において、五デシベル以上のレベル範囲で、正負一デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。)</p>	<p>イ 対象物質の分析方法に依り必要となる分析機器または分析装置および標準物質の自動換り(ひょう量が百グラム以上であつて感量が一ミリグラム以下のものに限る。)</p> <p>ロ 対象物質の分析方法に依り必要となる排ガス処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)</p> <p>ハ 対象物質の分析方法に依り必要となる排ガス処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)</p> <p>ニ 対象物質の分析方法に依り必要となる排ガス処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)</p> <p>ホ 対象物質の分析方法に依り必要となる排ガス処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)</p>	三四	環境計量士(騒音・振動関係)	環境計量士(濃度)の業務に一年以上従事している者またはこれと同等以上の経験を有している者(大臣が認めたる者)
------------	-----------	--	------------------------	---	--	----	----------------	--

	<p>八 振動加速度レベル</p> <p>イ 振動レベル計 レベルコーダー(一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、記録できるレベル範囲が五十ヘルツ以上のものに限る。)</p> <p>ハ 三分の一オクターブバンド分析器またはこれと同じ若しくはより高い性能を有する周波数分析器(一ヘルツから八十ヘルツまでの周波数範囲において、四十五デシベル以上のレベル範囲で、正負一デシベル以内の偏差で記録できるものに限る。)</p>
<p>— — — 三</p>	